

## 令和8年度 部局経営方針

	部局名	福祉部	部局長名	東原 留美子	令和8年4月1日 現在	
部局の経営資源	職員数 (人)		当初予算額 (千円)		令和8年度中に策定予定の計画 (根拠法令等)	
	正職員	65 (ほか兼務 0人)	一般会計	9,821,826	・第8期日向市障がい福祉計画(第4期日向市障がい児福祉計画) [令和9年度～11年度] (障害者総合支援法及び児童福祉法)	
	再任用職員	2	特別会計	1,658		
	前年度繰越額(千円)					
	会計年度任用職員	54	一般会計	153,845		
	任期付職員	9	特別会計			
総合計画に基づく部局の経営戦略	<p><b>【基本姿勢】</b>                      福祉部は、「第3次日向市総合計画」に掲げる将来像「人と自然が響き合い、にぎわいあふれる共創のまち日向」の実現を目指し、「次代を担う心豊かな子どもを育む、安心して産み育てられるまち」、「だれもが自分らしく安心して暮らせる地域共生の社会の実現」に向けた取組を進めるとともに、「第3次日向市行財政改革大綱」に掲げる項目の着実な推進と進捗管理により、持続可能な福祉サービスの提供に取り組みます。</p> <p><b>【総合計画・まちづくりで大切にしたい考え方】</b></p> <p>(1)人権尊重                      ○地域における助け合い・支え合いが根付くよう、地域福祉に関する啓発や福祉教育を推進します。                      ○子ども一人ひとりの権利や育ちを保障し、子どもの最善の利益を優先した「子どもまんなか社会」の実現を目指します。</p> <p>(2)市民協働・共創                      ○家庭・地域の絆やつながりを構築するために、行政・地域・関係団体等との協働による福祉の地域づくりを進めます。                      ○地域や団体等と連携した子育て家庭の支援に取り組みます。</p> <p>(3)地域力活用                      ○地域資源を活用した福祉の仕組みづくりを図りながら、地域の課題や困りごとの解決に取り組みます。                      ○地域に根ざした子どもを応援する仕組みづくりを図りながら、子どもが安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。</p>					

## 令和8年度 部局経営方針

部局名	福祉部	部局長名	東原 留美子	令和8年4月1日 現在
総合計画に基づく部局の経営戦略	<p>【総合計画・重点戦略に関連する項目のうち特に重点的に取り組む事業】</p> <p>1-1 子育て世代に選ばれるまちづくり</p> <p>1 妊娠期から子育て期までの支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援やサービスを提供し、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。</li> <li>○全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、保健師等が伴走型相談支援を行うほか、経済的支援として妊婦のための支援給付金を支給します。</li> <li>○発達障がい等の早期発見・早期療育の実現や乳幼児健康診査における身体発育・健康状態を把握し、保健指導が必要な子どもや保護者を支援します。</li> <li>○子ども医療費の助成など、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。</li> </ul> <p>2 子育てと仕事の両立支援と環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな保育サービスである「子ども誰でも通園制度」に取り組みます。</li> <li>○市立保育所においては、安全安心の保育環境を提供しつつ、園児を主体とした保育の追究や家庭状況に応じたサポートに取り組みます。</li> </ul> <p>3 ひとり親家庭への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭の自立を促進するため、生活の安定につながる資格の取得や能力開発の取組を支援します。</li> <li>○母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談に応じるとともに、自立に必要な情報提供や指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援等を行います。</li> </ul> <p>4 こどもの健やかな成長を保障する支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「子ども家庭センター」の相談体制の拡充を図ります。</li> <li>○児童虐待の防止と養育不安の解消のため、市民への啓発と要保護児童等の支援の充実に取り組みます。</li> </ul> <p>5 こどもを応援する地域づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○こども応援の取組を推進するとともに、多様な居場所づくりの支援を検討します。</li> <li>○「こども・若者応援ネット」のもと、関係団体と連携した家庭の支援に取り組みます。</li> </ul> <p>4-1 安全・安心なまちづくり</p> <p>5 高齢者や障がい者など災害弱者の円滑な避難支援、個別避難計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「避難行動要支援者」が災害時に適切な避難行動を取れるように個別避難計画の作成を推進します。</li> </ul> <p>8 重層的支援体制整備事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多様化する福祉ニーズに対応するため、包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」に取り組みます。</li> </ul> <p>12 障がい者の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい福祉サービスの仕組みや内容の周知を図り、制度が効果的、効率的に推進されるよう取り組みます。</li> <li>○重症心身障がい児者、医療的ケア児者に対するサービス提供体制の整備を促進します。</li> <li>○障がいのある人が円滑に意思疎通を図り、必要な情報を入手できるように手話や点訳などの普及を図り、奉仕員の養成講座による新たな奉仕員の育成に努めます。</li> </ul> <p>【総合計画・基本目標に関連する項目のうち特に重点的に取り組む事業】</p> <p>1-1 子育て環境づくりの推進</p> <p>③ 子育てと仕事が両立できる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における保育環境の向上を図るため、保育士の人材確保に向けた対策に取り組みます。</li> <li>○放課後児童クラブの拡充を図り、児童の健全育成に取り組みます。</li> </ul> <p>2-2 地域共生社会の実現</p> <p>② 生活支援と自立の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活保護の適正実施に努め、自立や社会参加を促進します。</li> <li>○地域や関係機関等と連携しながら、生活支援が必要なこどもの学習支援や就労が困難な人の居場所づくりに取り組みます。</li> </ul>			

## 令和8年度 部局経営方針

部局名	福祉部	部局長名	東原 留美子	令和8年4月1日 現在
総合計画に基づく部局の経営戦略	<p>【行財政改革大綱に基づく行動計画】</p> <p>基本方針1 満足度の高い行政サービスの実現</p> <p>重点取組項目1 行政運営の効率化と適正化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 フロントヤード改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政手続のオンライン化の拡充や「書かないワンストップ窓口」を実施し、利便性向上と業務の効率化を図ります。</li> </ul> </li> <li>2 組織体制の最適化 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効率的な行政運営の推進とともに、業務の量や質に応じた人員体制の構築に取り組みます。</li> </ul> </li> <li>3 業務担い手の適正化 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各業務について、プロセスごとの担い手の業務の平準化と業務量の見直しを行います。</li> </ul> </li> <li>4 アウトソーシングの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アウトソーシングの活用を検討し、積極的な活用を図ることで、職員の業務軽減とコストの抑制、民間ノウハウを活用した質の高い行政サービスの提供を目指します。</li> </ul> </li> <li>5 内部統制の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内部統制の推進を図り、組織力の向上を図ります。</li> </ul> </li> </ol> <p>重点取組項目2 デジタル技術活用の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ペーパーレスの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会議資料のペーパーレス化や電子決裁の推進等により、情報共有の効率化、業務量・コストの削減に取り組みます。</li> </ul> </li> <li>2 ICT活用による業務効率化 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生成AIを活用した資料や広報用チラシの作成、企画立案のアイデア、データ分析などにより業務効率化を図ります。</li> <li>○ ICレコーダー等の利用により、会議録・訪問記録等作成の業務量削減に取り組みます。</li> </ul> </li> </ol> <p>基本方針3 質の高い人材基盤の構築</p> <p>重点取組項目1 人材の育成・確保</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人材育成の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「日向市人材育成・確保方針」に則り、各職階に求められる役割と能力が果たせるよう、体系的な人材育成プログラムや研修等の受講、職員の自発的学習、資格取得を促進し、様々な行政課題に柔軟に対応できる人材育成に取り組みます。</li> </ul> </li> </ol> <p>重点取組項目2 働き方改革の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ワーク・ライフ・バランスの実現 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員が家庭との両立を図りながら十分に能力を発揮できるよう、時差出勤やテレワークなどの多様な働き方の活用に取り組むとともに、計画的な有給休暇や育児休暇の取得、ノー残業デーの確実な実施、振替休日の完全取得、時間外勤務の削減を促進します。</li> <li>○ 適切な健康管理に取り組み、メンタルヘルス対策の実施や「日向市職員ハラスメント指針」に基づくハラスメントを生じさせない環境づくりを推進します。</li> </ul> </li> <li>2 安心して働ける職場づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職場におけるOJTを活性化するとともに、意見や相談を気兼ねなくできる、風通しが良く、心理的安全性が高い職場環境づくりに取り組みます。</li> </ul> </li> </ol>			

【福祉部】

様式2 総合戦略に基づく基本戦略と主要施策

基本戦略	1 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる
主要施策	1-1 子育て世代に選ばれるまちづくり
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援やサービスを提供し、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。</li> <li>▶ 誰でも保育施設に通える制度の構築や放課後に児童を預かる施設を増やすなど、子育てと仕事が両立できるよう支援します。</li> <li>▶ ひとり親家庭の生活を支援し、保護者が働けるようサポートします。</li> <li>▶ 母子の健康と児童福祉の相談支援を一体的に行うため「こども家庭センター」を設置し、関係機関等と協力して妊産婦・子育て世帯を支援します。</li> <li>▶ こどもが安心して過ごせる居場所づくりに取り組み、関係団体と協力して家庭を支えます。</li> </ul>

重要業績評価指標（KPI）	基準値	
	令和5（2023）年度	令和10（2028）年度
産後ケア事業の満足度	97.1%	99.0%
放課後児童クラブの実施箇所数	12箇所	17箇所
児童虐待の新規受理件数（啓発を推進しながら減少を目指していく）	96件	90件

具体的な施策 1-1-1 妊娠期から子育て期までの支援の充実

番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期
1	○全ての妊婦・子育て家庭に対し、保健師等が切れ目のない伴走型相談支援を行うほか、経済的支援として妊婦のための支援給付金を支給します。	こども課	妊婦のための支援給付事業	伴走型相談支援として、妊娠時・赤ちゃん訪問時の面談を必ず行い、妊娠8か月頃にアンケートを送付し、希望者に面談を実施しています。今後も支援が必要な方に対し、継続的な支援ができるように、寄り添った相談対応を行い、関係機関との連携を図る必要があります。	妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）に取り組み、全ての妊婦・子育て家庭に対して、保健師等による切れ目のない相談支援を行い、安心して出産・子育てができる体制の充実に努めます。あわせて、経済的負担の軽減を図るため、妊婦のための支援給付金を支給し、相談支援と一体的に支援を行います。	全ての妊婦や子育て家庭に対し、妊娠から子育てに関する相談や情報提供等の支援を行います。また、妊婦のための支援給付を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。	全ての妊婦や子育て家庭に対し、妊娠から子育てに関する相談や情報提供等の支援を行います。また、妊婦のための支援給付を行うことで、経済的負担の軽減を図ります。
2	○子ども医療費の助成など、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども課	子ども医療費助成事業施設型給付事業	安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、継続的に子育て世帯の経済的負担の軽減を図る必要があります。	子ども医療費、2歳児保育料の無償化をはじめとする給付等について、継続して実施します。	給付に関する周知、手続き勧奨を行います。	子ども医療の利用（受診）状況を確認し、利用者に適正な受診について周知します。
3	○全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな保育サービスに取り組みます。	こども課	乳児等通園支援事業	令和8年4月から開始した「こども誰でも通園制度」を実施する中で把握されていくニーズから、供給量としての評価を行う必要があります。	「こども誰でも通園制度」の円滑な利用に努めるとともに、継続した周知を行います。また利用申請状況をふまえ、供給量の評価を行います。	保護者・こどもの円滑な利用ができるよう実施施設と連携した運用に努めるとともに、継続した周知を行います。	利用申請状況をふまえ、事業内容について供給量としての評価を行います。
4	○保育園等全園訪問や乳幼児健康診査により、発達障がい等のある子どもに対し、関係機関と連携し、早期発見・早期療育及び保健指導を行います。	こども課	妊娠・子育てサポート事業	乳幼児健康診査における保健指導や保育園等訪問での早期療育に向けた支援を行っています。家庭における生活リズムやメディア視聴、愛着形成の課題等が重積している児童が増えているため、関係機関と連携を図り、今後も乳幼児に合った支援を行うことが必要です。	乳幼児健康診査で支援が必要と認められた乳幼児の保護者に対し、保健指導を行うとともに、健診事後教室で言語聴覚士や相談員による言葉・発達面の継続的な支援を行い、早期発見・早期療育につなげます。あわせて、保育園等全園訪問を通じて関係機関と連携し、保護者への助言等を行います。	発達障がい疑われる児童の早期療育に向けて関係機関と連携を図り、幼児期から就学への円滑な移行を支援していきます。	乳幼児健康診査で、支援が必要な乳幼児の保護者に対し、保健指導を行います。保育園等訪問事業を通して、関係機関と連携を図り、助言等を行っていきます。

【福祉部】

様式2 総合戦略に基づく基本戦略と主要施策

具体的な施策		1-1-2 子育てと仕事の両立支援と環境の充実						
番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期	
1	○保育士の人材確保に向けて、就職説明会の開催やパンフレットの作成等を行います。	こども課	保育事業一般事務費	保育士不足により人材確保に苦慮している保育施設があるため、安定した保育事業を継続できるよう、保育士の確保に努める必要があります。	市内の保育施設の保育士不足解消のために、保育士養成校での就職説明会の開催やパンフレットの作成等を行います。	保育士を目指す学生を対象に就職説明会を開催します。	市内の保育施設を紹介する保育人材確保のためのパンフレットの作成を行います。	
2	○働きながら安全で安心に子育てできる環境の充実を図るため、関係機関と協議しながら放課後児童クラブの新規開設に向けて取り組みます。	こども課	放課後児童クラブ事業	令和8年度は放課後児童クラブを12クラブ（定員460人）開設しています。入会希望者が多く、待機児童が発生しており、新たな児童クラブの開設に向けた検討が必要です。	放課後児童クラブを12クラブ（定員460人）で開設し、放課後に保護者の監護を受けられない児童の適切な遊び場、生活の場を提供し健全育成を図ります。また、新規クラブの開設を検討します。	新入生を中心に、入会手続きを行い、2つの事業者に事業委託を行います。運営に関しては、各クラブの状況把握、問題点の解消に努めます。また、新たな児童クラブの開設を検討します。	委託業者と連携し、各クラブの状況把握、問題点の解消に努めます。新たな児童クラブの開設について関係機関と協議を行います。次年度の児童クラブの会員募集を行います。	
具体的な施策		1-1-3 ひとり親家庭への支援						
番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期	
1	○ひとり親家庭に医療費の一部を助成し、健康増進と自立の促進を図ります。	こども課	ひとり親家庭医療費助成事業	受給資格者は年々減少していますが、助成額は増加傾向にあります。適正な受診を促し、医療費の抑制を図ることが課題です。	母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成し、健康増進と福祉の向上を図ります（自己負担上限額は1人あたり月額1,000円）。	離婚時等に説明を行い制度の周知を図ります。適正な受診を呼びかけ、医療費の抑制を図ります。	上半期同様、制度の周知を図るとともに、適正な受診を促します。	
2	○就職の際に有利で、生活の安定に役立つ資格取得の養成訓練の受講に際し、安定した就業環境を提供するため給付金を支給します。	こども課	高等職業訓練促進給付金等事業	例年10～15人に給付金を支給しており、社会福祉士、看護師または准看護師等の資格を取得するため、養成機関等で修業しています。修了した方の就職率は100%となっています。	母子家庭の母、父子家庭の父が就職の際に有利で、生活の安定に役立つ資格取得の養成訓練の受講に際し、安定した修業環境を提供するため給付金を支給します。	看護師等の養成機関で修業する者に給付金の申請を促します。	ひとり親家庭からの相談等から、次年度に看護師等の養成機関で修業を予定している方へ事業についての説明を行い、制度の利用を促します。	
3	○雇用保険の一般教育訓練給付の対象となる教育訓練を受講した場合に、受講料の一部を支援します。	こども課	自立支援教育訓練給付金事業	助成者数が令和5年度0人、令和6年度2人、令和7年度2人であり、制度の利用者が少ない状況です。	母子家庭の母または父子家庭の父が、雇用保険の一般教育訓練給付の対象となる教育訓練を受講した場合に、受講料の一部を支給します。	日向市母子専婦福祉連絡協議会やハローワークと連携して、給付金の周知を図ります。	上半期同様、日向市母子専婦福祉連絡協議会やハローワークと連携して、給付金の周知を図ります。	

【福祉部】

様式2 総合戦略に基づく基本戦略と主要施策

具体的な施策		1-1-4 こどもの健やかな成長を保障する支援の充実						
番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期	
1	○母子保健を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」を一体的に「子ども家庭センター」へ移行し、相談支援体制の拡充を図ります。	子ども課	子ども家庭センター事業 妊娠・子育てサポート事業 子育て支援事業	令和7年7月に開設した「子ども家庭センターひなたの森」について、母子保健と児童福祉の一体的な支援を、センター設備を活用した親子のサポートの推進やセンター事業の情報発信に取り組みながら推進していく必要があります。	センターを中核に、子育てや愛着形成のサポート、個別の家庭を応援するつながりづくり、地域資源の開拓および民間団体との連携・支援のフォロー、子育て支援に関する情報発信に取り組みます。	センターや関連事業の情報発信を行いながら、センター設備を活用した個別の親子の養育や愛着形成のサポートに取り組むとともに、関係機関・民間団体と連携し家庭を応援するつながりづくりを推進します。	各種研修や事例検討をおとしてセンターにおける相談支援の向上に努めるとともに、「親子遊びをととした面談」等の検証・改善に取り組みます。	
2	○児童虐待の防止や養育不安の解消に関する市民への啓発を推進します。	子ども課	子ども家庭センター事業	令和3年度以降、児童虐待の新規相談受理件数が増加していましたが、令和6年以降は減少に至っています。個別ではリスクの高い虐待事案もみられています。	5月の「こどもまんなか 児童福祉週間」、11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に加え、「子ども家庭センター」の周知をおとして、こどもの権利や愛着形成の大切さについて啓発を推進します。	5月の「こどもまんなか児童福祉週間」や「子ども家庭センター」に関する情報発信を通して、こどもの権利や愛着形成の大切さについて啓発を推進します。	11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」では、各種媒体やオレンジリボンたすきリレーを通じた啓発を行います。関係機関と連携し、身近な家庭へ届く啓発の推進を図ります。	
3	○「日向市要保護児童対策地域協議会」を中心とした関係機関・団体との連携や、家庭支援事業の活用を通して、要保護児童をはじめとした、子ども家庭支援の充実を図ります。	子ども課	子ども家庭センター事業	要保護児童や特定妊婦は増加傾向にあり、要保護児童対策地域協議会では、各種会議の趣旨に応じた効率的な運営に努め、愛着形成やこどもの成長に応じた保護者の関わり、課題に直面するこどもへのアプローチ等、重点を置いた事例検討や支援連携の推進に取り組む必要があります。	要保護児童対策地域協議会では、ケース数の増加に対応するために、実務者会議におけるケース進行協議を効率的に進める等、重点ケースを中心にさらに活発な意見交換ができる運営に努めます。関係機関との連携強化や個別対応力の向上を図り、地域においてこどもと保護者が安心できる支援基盤の形成を目指します。	実務者会議におけるケース進行協議を推進し、こども家庭が直面する課題の軽減・解消へ向けた支援連携を検討するとともに、複数機関の同行訪問や保護者の参加したケース会議等、具体的な個別支援の展開を図っていきます。	校区部会における関係機関の研修・意見交換を推進し、地域の機関が一同に会する構成の強みを活かした会議運営に取り組めます。	
具体的な施策		1-1-5 こどもを応援する地域づくりの推進						
番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期	
1	○「第3期日向市こどもの未来応援推進計画」に基づき、「こどもの日向（ひなた）づくり運動」等、こども応援の取組を促進するとともに、こどもの居場所づくりに関する支援を検討します。	子ども課	子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業	「第3期日向市こどもの未来応援推進計画」に基づき、こどもの貧困対策をさらに推進していく必要があります。	「第3期日向市こどもの未来応援推進計画」をひまえ、重点施策の推進や、庁内における相談支援の連携、支援ネットワークの充実に取り組みます。	「第3期日向市こどもの未来応援推進計画」の重点施策の進捗状況を庁内集約するとともに、庁内における相談支援の連携を働きかけていきます。	「こどもの未来応援会議」における意見を踏まえながら、「こどもの日向（ひなた）づくり運動」においてこども食堂等、こどもの居場所や地域資源の利用・応援を呼びかけます。	
2	○「こども・若者応援ネット」のもと、関係団体と連携した、地域における家庭への支援・応援の拡充に取り組めます。	子ども課	子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業	こども食堂は9団体に増え、多様なこども応援の取り組みも広がる一方、物価高騰の影響から、支援団体への寄付は減少傾向にあります。こども応援の活動が継続できるよう、支援団体の活動への補助や、交流をおとした連携の拡充に取り組む必要があります。	日向市こども応援推進事業補助金を新設し、民間支援団体の活動をサポートするとともに、「こども・若者応援ネット」のもと、相互の活動の交流、支援連携の意見交換を行うとともに、支援者支援に向けて対人援助に関する研修企画の検討を行います。	「こどものひなたガイド」をおして身近な民間支援を市民に周知するとともに、日向市こども応援推進事業補助金により、こども食堂・フードバンクの支援活動への補助を行います。	「こども・若者応援ネット」の相互の活動における交流、支援連携等の意見交換、対人援助に関する研修企画の検討等、情報共有や交流会を行います。	

【福祉部】

様式2 総合戦略に基づく基本戦略と主要施策

基本戦略	4 安全・安心で利便性の高いまちをつくる
主要施策	4-1 安全・安心なまちづくり
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 誰もが自分らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指して「自助・互助・共助・公助」を相互に機能させながら地域課題の解決に取り組みます。</li> <li>▶ 認知症の人が尊厳を持ち、住み慣れた地域で生活を続けられるよう支援体制の構築に取り組みます。</li> <li>▶ 障がいのある人が地域で自立して暮らし続けられるように、障がい福祉サービスの提供や自立支援体制の構築に取り組みます。</li> </ul>

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
	令和5（2023）年度	令和10（2028）年度
地区防災計画を策定又は策定中の地区数	10 地区	15 地区
委託相談支援事業者の相談受付件数	2,977 件	4,080 件
地域福祉部の設置地区数	47 地区	57 地区

具体的な施策 4-1-5 高齢者や障がい者など災害弱者の円滑な避難支援、個別避難計画の作成

番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期
1	○「避難行動要支援者同意者名簿」を整備し、災害発生時に自ら避難することが困難な方の把握に努めます。	福祉課	災害応急対策の充実に要する経費	名簿には自力で避難できる方も含まれ、災害時の支援に関して平時から情報の更新や整理が必要となっています。	「避難行動要支援者」の管理に努めながら、支援の必要性が高い方の把握など名簿の適切な運用のため、対象要件等の整理や見直しを図ります。	「要支援者」の新たな対象者等について名簿登載同意の確認を行い名簿を更新します。	「要支援者」の要件や名簿管理の在り方について継続して見直しを図っていきます。
2	○避難支援の実効性を高めるため、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進します。	福祉課	災害応急対策の充実に要する経費	計画作成に関し、モデル地区での効果を市全体へ広げていくことが大切です。引き続き、市民が計画を作成するための分かりやすい手順と支援の仕組みを整えていく必要があります。	当事者や家族、支援者等による計画作成を進めながら、作成後の運用もふまえて、地域や関係団体での計画作成について取り組んでいきます。	モデル地区等での計画作成の実践を再確認・整理し、関係部署や団体・地域関係者等と共有します。	計画作成の手順と作成後の活用について、随時見直しを図ります。

具体的な施策 4-1-7 地域福祉を担う人材の育成

番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期
1	○民生委員・児童委員活動の周知に努め、市民の理解を深めるとともに、新たな担い手の確保に取り組みます。	福祉課	ボランティア活動支援事業（民生委員活動費の補助等）	担い手が不足しているため、各々の委員の負担が大きくなっている地区もあります。地域の身近な相談相手として欠員の解消と定着を進める取組が必要です。	様々な機会を通じて委員の役割や活動を紹介し、担い手の確保に努めます。継続して欠員地区の解消を図るとともに、新任委員が安心して活動するための支援にも努めます。	自治会（区）等と協力し委員の候補者確保に努めます。市広報やホームページ等により委員活動について周知・啓発を行います。	上半期に引き続き欠員地区の解消や民生委員の定着を図る取組を進めます。
2	○ボランティア活動に対する参加支援や大規模災害等に備えた支援体制づくりを図るため、ボランティアまちづくり事業を実施します。	福祉課	ボランティア活動支援事業（民生委員活動費の補助等）	災害時の支援や地域の助け合いを支えるには、日頃からボランティアの裾野を広げ、有事に動ける体制を整えることが大切です。住民の高齢化等もふまえ、新たな地域福祉の担い手づくりが求められます。	①ボランティア活動の相談・支援・調整・啓発 ②災害ボランティアの育成・拡大 ③ボランティアネットワークの強化・推進等を行います。	①～③の取組を行う日向市社会福祉協議会を支援し、連携を図ります。	①～③の取組を行う日向市社会福祉協議会を支援し、連携を図ります。
3	○小中学校・高等学校において福祉体験学習や福祉教育を実践し、学校・家庭・地域の協働による地域福祉を担う人材の育成を図ります。	福祉課	ボランティア活動支援事業（民生委員活動費の補助等）	地域の助け合いを支えるには、日頃からボランティアの裾野を広げることが大切です。住民の高齢化等もふまえ、新たな地域福祉の担い手づくりが求められます。	市内の小中学校、高等学校において、地域と密着した福祉教育・福祉体験・人材育成を行います。	福祉教育の実践に取り組む日向市社会福祉協議会を支援し、連携を図ります。	福祉教育の実践に取り組む日向市社会福祉協議会を支援し、連携を図るとともに次年度に向けた課題などを共有します。

【福祉部】

様式2 総合戦略に基づく基本戦略と主要施策

具体的な施策 4-1-8 重層的支援体制整備事業の推進

番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期
1	○多機関の協働による包括的支援体制を構築し、属性や世代を問わず幅広く相談を受け止めます。	福祉課	重層的支援体制整備事業	地域の在り様に変化する中で、困り事を抱えながら必要な支援が届きにくい人や、家族がそれぞれに課題を抱える世帯等への支援が重要となっています。課題が複数の分野に重なっている人や支援制度の狭間にある人に対しても、相談を受け止め、関係機関で協働して支援できる体制の強化が必要です。	①多機関の協働による包括的支援体制の構築 ②研修や意見交換等の実施 ③介護、障がい、子ども、生活困窮分野の相談支援機関等との連携 ④実施計画の策定、庁内連携体制の構築を行います。 地域福祉部の設置を推進し、担い手を育成します。	①～③の取組について、委託先である日向市社会福祉協議会と連携しながら事業の推進を図ります。 ④の取組について、福祉課が中心となり、関係機関や関係部署等との連携を図ります。	①～③の取組について、委託先である日向市社会福祉協議会と連携しながら事業の推進を図ります。 ④の取組について、福祉課が中心となり、関係機関や関係部署等との連携を図ります。実施計画について関係部署・団体との協議等により、見直しを行います。
2	○周りの人や地域と関わるのが困難で、必要な支援が届いていない人に対し、訪問等を通じて継続的な支援を行います。	福祉課	重層的支援体制整備事業	困りごとに周囲が気づきにくく、本人も相談できずに支援が届かない人や世帯に対し、個々に応じた相談・支援が届けられる関係づくりを図ることが大切です。民生委員や社会福祉協議会、関係機関が連携して継続的に見守る体制の強化が必要となります。	民生委員や社会福祉協議会等と連携し、支援が必要なケースの把握に努めます。 ①参加支援体制の構築 ②アウトリーチ等を通じた継続的支援体制の構築を行います。	関係機関や団体、地域等と連携し、支援を必要とする方の把握に努めます。 ①・②の取組について、日向市社会福祉協議会に委託し、連携しながら切れ目のない支援の提供に努めます。	上半期に引き続き支援を必要とする方の把握に努め、①・②の取組についても継続して行います。

具体的な施策 4-1-12 障がい者の自立支援

番号	施策の内容	所管課	予算事業名	現状と課題	取組内容	上半期	下半期
1	○障がい福祉サービスの仕組みや内容の周知を図り、制度が効果的、効率的に推進されるよう取り組みます。	福祉課	相談支援事業	障がい福祉サービスを始め、障がいに関する様々な相談対応が増加しています。	障がい児者を支援する相談支援体制の強化のため、基幹相談支援センターのほか、主任相談支援専門員とともに、相談支援体制の底上げを行います。	相談支援事業所への巡回相談のほか、基幹相談支援センター、主任相談支援専門員との定例協議を継続して実施します。 相談内容に応じた支援を積極的に福祉サービスへつないでいきます。	基幹相談支援センター、主任相談支援専門員とともに実施内容を検証し、相談支援体制の質の向上を図れるよう、協議を深めていきます。 相談内容に応じた支援を積極的に福祉サービスへつないでいきます。
2	○重症心身障がい児者、医療的ケア児者に対するサービス提供体制の整備を促進します。	福祉課	介護給付事業	重症心身障がい児者、医療的ケア児者の利用できる資源が少なく、介護者の負担増が懸念されています。	重症心身障がい児・者を対象とした医療型短期入所施設の整備拡充に向け、県への要望を行っていきます。 また、医療的ケア児者の短期入所利用促進のため、「医療的ケア児等短期入所拡大促進事業」を実施します。	継続して医療型短期入所施設の整備拡充について県へ要望を行っていきます。	「医療的ケア児等短期入所拡大促進事業」を実施し、対象者の利用促進を行うとともに、介護者の介護負担軽減、レスパイトに取り組みます。
3	○障がいのある人が円滑に意思疎通と、必要な情報を入手できるように手話や点訳などの普及を図り、養成講座等による新たな奉仕員の育成に努めます。	福祉課	意思疎通支援事業	手話、要約筆記、点字、音訳など障がいの特性に応じた意思疎通手段を用いて、意思疎通を図るとともに、必要な情報を入手しながら地域で共に暮らすことができる社会の実現が求められています。	手話奉仕員の養成講座及び点訳・音訳奉仕員の養成講座を開催し、奉仕員の人材育成を図ります。	各種養成講座を開催し、多くの受講者が修了できるよう参加を促進し、奉仕員の人材育成を図ります。	養成講座を継続して実施するとともに、次年度の受講者を増やすため、SNS等を活用した広報を行います。

【福祉部】

様式3 第3次日向日向市行政改革大綱実施計画

番号	進捗管理担当課	基本方針	重点取組項目	具体的取組	成果（活動）指標			R8年度取組内容	
					指標名	年度	目標		実績
1	こども課	健全な財政基盤の維持	歳入の確保と歳出の最適化	債権管理の適正化	保育料の現年度収納率	R7	98.30%	98.13%	滞納経過時の計画的な児童手当からの差引や財産調査、児童扶養手当現況届時に納付指導などを行い債権整理に努めます。
						R8	98.40%		
						R9	98.50%		
						R10	98.60%		